

○国立大学法人筑波技術大学保健管理センター長選考規程

〔平成 17 年 10 月 3 日〕
規 程 第 42 号
最終改正 平成 23 年 12 月 21 日規程第 46 号

国立大学法人筑波技術大学保健管理センター長選考規程

(趣旨)

第 1 条 保健管理センター長(以下「センター長」という。)の選考及び任期については、この規程の定めるところによる。

(選考)

第 2 条 センター長の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第 3 条 学長は、次の各号の一に該当する場合にセンター長の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

(センター長の資格)

第 4 条 センター長は、本学の専任の教授とする。

(任期)

第 5 条 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の実施及び解釈)

第 6 条 この規程の実施及び解釈について疑義があるときは、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 10 月 3 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行後最初のセンター長の任期については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター長及び保健管理センター長の適任者の推薦に関する申し合わせ(平成 17 年制定)は廃止する。